

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第一号）

1 知事の事務部局の職員の定数を三、〇四〇人に、労働委員会の事務局の職員の定数を一〇人に、教育委員会の事務部局の職員の定数を三三〇人に、及び地方公営企業の職員の定数を一〇人にそれぞれ減員するとともに、監査委員の事務局の職員の定数を一七人に増員することとした。（第二条関係）

2 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県職員給与条例及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第二号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに対し、初任給調整手当を支給することとした。（第七条の三関係）

2 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正関係

(1) 家畜保健衛生業務手当を廃止することとした。（第二条及び第二五条関係）

(2) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師を伝染病作業手当の支給対象としないこととした。（第七条関係）

3 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三号）

1 非常勤の特別職の職員のうち選挙管理委員会ほか四委員会の委員の受ける報酬の額を日額とすることとした。（別表第二関係）

2 その他所要の改正をすることとした。

3 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(条例第四号)

- 1 人事行政の運営等の状況の公表について、日刊新聞紙に報告の要旨を掲載する方法を廃止し、県の広報紙への掲載等によりその周知を図ることとした。

(第六条及び第七条関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第五号)

- 1 佐賀県農業改良資金特別会計の名称を佐賀県就農支援資金特別会計に改めることとした。

- 2 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第六号)

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく熱回収施設が技術上の基準等に適合していることについての認定の申請等に対する審査に係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。

- 3 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)

- 1 特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を武雄市が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務の一部を鳥栖市が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務の一部を唐津市、鳥栖市及び鹿島市が処理することとした。(第二条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。

- 3 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。ただし、2については公布の日から、1の特定非営利活動促進法に係る部分については同

年六月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第八号）

1 県立学校職員の定数を三、二五九人に増員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を五、四九八人に増員することとした。（第三条関係）

2 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第九号）

1 国営総合農地防災事業佐賀中部地区に係る県が徴収する負担金について、徴収率、支払期間及び利率を定めることとした。（別表関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇号）

1 市町が住宅移転補助事業を行うに必要な事務に要する経費を市町に対する補助の対象としないこととした。（第三条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。